## ラジコン草刈り機等貸出承認書

(公印省略)一財神農里第 号令和 年 月 日

借受者 様

一般財団法人神戸農政公社 理事長

年 月 日付けで申請のあったラジコン草刈り機等貸出申請について、下記により貸出を承認します。

記

- 1. 使用機種 W-1・W-2・W-3・W-4・W-S1・W-S2・W-S3号機 F-1・F-2・F-S1・F-S2・F-S3号機
- 2. 使用期間 令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()① 週末利用 または ② 平日利用 または ③ 平日の当日返却
- 3. 使用場所 神戸市 区 町 番地内
- 4. 使用目的
- 5. 使用面積
- 6. 使用責任者

## 7. 請求額

7. 請求做		
	期間	号機
	12	20,000 円 ・ 15,000 円
(1)利用料(燃料使用者負担)	3	15,000 円 ・ 10,000 円 ・ 7,000 円
		1 日延長 10,000 円 · 8,000 円
(2) 延長料金 (①②③一律)		2~3日延長20,000円 • 15,000円
(3)搬送料		5,000円:作業場所で受渡し 無料:神戸ワイナリーで受渡し 無料:フルーツフラワーパークで受渡し
(4)オペレーター料(燃料込)		半日8,000円 ・ 1日16,000円
合計額(1)~(4)		円

## 8. 納付先

金融機関名:兵庫六甲農業協同組合 押部支店

口座番号 :普通口座 0416554

口座名義 : 一般財団法人神戸農政公社 ザイ) コウベノウセイコウシャ

※振込手数料はご負担願います。

## 9. 留意事項

- (1) ホームページの貸出事業実施要綱を必ず確認すること。
- (2) 貸付機械の借受け、稼働及び返還に要する一切の費用は借受者の負担とする。
- (3)使用中の事故、怪我、周辺からの苦情等については、一般財団法人神戸農政公社(以下「公社」という。)は一切その責を負わない。
- (4) 借受けた機械の使用及び保管について、善良なる管理者の注意義務を持って管理する。
- (5) 十分な安全を確保した上で作業し、使用中の事故防止に万全に期すこと。
- (6) 使用状況を使用簿に整理するとともに、使用日毎の始業点検及び使用最終日には終業点検を行い、整備点検簿に整理する。
- (7) 借受けた機械を転貸できない。
- (8)機械を使用目的及び使用場所以外で使用できない。
- (9)機械等の貸付期間満了日までに所定の場所に燃料を満タンにして返却すること。
- (10) 借受けた機械を損傷し、減失または損壊した時は、直ちにその内容と理由を公社に報告し、公社の指示に従うものとする。また、借受者は、使用上の不注意または故意の過失等により借受けた機械を損傷し減失または損壊した時は、相当の弁償をするかまたは現状に復するものとする。 ※初回の事故破損に限り、賠償額のうち免責額(200千円)及び保険適用外の賠償額の1/2(千円未満切り捨て)を公社が負担し、残りを利用者が負担する。
- (11) 機械使用時には大きな音がしますので、近隣に十分配慮する。
- (12) 営利目的の方に貸出すことはできない。(参考:造園業者等)
- (13) 貸出機器のご利用中の故障等について公社が加入している損害保険を適用した場合は、免責費用及び修理等の期間の代替え機費用の実費を負担するものとする。